

自動車による移動食品営業について

○移動食品営業とは

自動車（道路運送車両法に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。）に施設を設けて食品の調理又は食肉の処理を行う営業をいいます。

※食品を販売する場合は営業届出が必要です。

○申請手続きの流れ

①事前相談	営業内容により施設基準が異なります。 図面を持って、新潟市保健所食の安全推進課に相談してください。
②営業許可申請	必要な書類に申請手数料を添えて申請してください。 必要書類 1 食品営業許可申請書 ・所在地（新潟市内におけるメインの営業場所） ・食品衛生責任者（※1，2） ・自動車登録番号 ・下ごしらえを行う場所の屋号・製造者及び製造所の所在地 を記載 2 営業施設の概要 施設設備の配置状況（平面図）を記載 3 車検証の写し 4 食肉処理を行う場合は処理を予定する野生獣の種類、主として営業する地域、許可対象の自動車の保管場所及び二次処理施設の情報について記載（別記様式） 申請手数料（現金・クレジットカード） 飲食店営業：新規 16,000 円 更新 13,000 円 食肉処理業：新規 23,000 円 更新 19,000 円
③自動車の検査	営業許可申請時に自動車がなければ、その場で検査します。 その際に施設が基準（施設基準）に適合していれば営業が可能になります。 不備があれば、改善後再検査になります。
④許可書の交付	検査の約1月後に、営業許可書を交付します（原則、窓口交付）。 交付時は、検査終了時に渡す「引換書」をお持ちください。 交付された「営業許可書」は、営業施設内（自動車内）に掲示が必要です。

※1 食品衛生責任者に必要な資格

- 1：栄養士、調理師、製菓衛生師などの資格を有する者
- 2：食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格取得要件を満たす者
- 3：食品衛生責任者養成講習会受講修了者
- 4：認定証書を交付された者

※2 資格がない場合は、食品衛生責任者養成講習会の申し込みが必要

○対象となる業種と営業の制限

業種	営業の制限
飲食店営業	(1) 給水・排水タンクの容量が各40L ・簡易な調理のみ（温める，揚げる，盛り付ける等）を行うこと，又は単一品目のみ取り扱うこと。 ・使い捨て食器の使用に限ること。
	(2) 給水・排水タンクの容量が各80L ・大量の水を要しない，2工程程度までの簡易な調理を行うこと，又は複数品目を取り扱うこと。 ・使い捨て食器の使用に限ること。
	(3) 給水・排水タンクの容量が各200L ・大量の水を要する調理を行う，複数の工程からなる調理を行うこと。 ・通常の食器を使用すること。
	鮮魚介類の販売行為（営業許可を有しない包装済品の販売を除く。）は各タンク18Lが必要です。
食肉処理業	野生鳥獣（野生のイノシシ及びニホンジカ）の一次処理（放血，内臓摘出，はく皮までの処理）に限ります。

○飲食店営業の施設基準（概要）

施設基準	注意点等
構造	ほこり，ねずみ，昆虫等の混入を防止できる構造を有すること
換気	結露防止のため，換気が適切にできる構造又は設備を有すること
洗浄設備	
手洗い設備	水栓は洗浄後，再汚染が防止できる構造であること
給水及び排水タンク	上記の営業の制限を参考に，容量を備えること
原材料保管設備	冷蔵設備（温度計付き）で可
洗浄剤・殺菌剤 保管設備	
廃棄物容器	耐水性のある十分な大きさのもの
掃除用具	保管場所及び作業内容の掲示設備を有すること

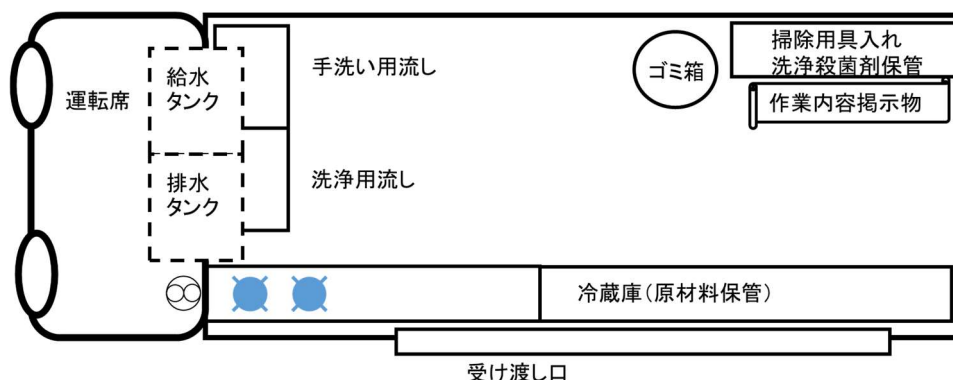
再汚染防止構造（例）

センサー式 レバー式



※ 食肉処理業の詳細はお問い合わせください。

○平面図の例



○営業における注意点

HACCP の考え方を取り入れた
衛生管理のための手引書



1. 取扱い品目の制限について

調理品目等に必要な条件を付けることがあります。

2. HACCPについて

手引書を参考にHACCPに沿った衛生管理を実施してください。

○よくある問合わせ

1. 自動車内での運転席と調理室の区画について

調理行為と関係のない運転席については区画が必要です。

簡易な飲食店は運転席と調理室の区画は不要です。

2. 牽引車両で移送の必要な調理室・製造室を備えたトレーラーでの営業について

調理室を備えたトレーラー単独で移動ができない場合は、単独状態では固定店舗と同様の扱いになります。

したがって、常に一組となった牽引車両とトレーラーでなければ、自動車による食品営業許可は取得できません。

また、営業中に牽引車両とトレーラーを分離することは認められません。

3. 給排水タンクについて

業種によってタンクの容量が定められていますが、複数のタンクで規定容量を満たすような構造でも可能です。

4. 営業許可の範囲について

新潟市内で自動車による移動食品営業許可を取得した場合、「新潟県内一円」での営業が可能になります。また、新潟県内の保健所で自動車による移動食品営業許可を取得した場合、改めて新潟市内で許可を取得する必要はありません。

5. イベント等での出店について

イベント等の際に、車の脇にテント等を立てて調理等を行う場合は別途臨時食品営業許可が必要な場合があります。事前に保健所までご相談ください。

○許可取得後に必要な手続

手続が必要な場合	届出の名称	添付書類など
営業をやめた	廃業届	食品営業許可書
営業施設を改装する，増改築する	必ず，事前に保健所にお問い合わせください。	
営業施設が移転する	廃業届 移転先で新規営業許可申請	食品営業許可書
申請者が変わる （相続，法人の合併・分割）	個人：相続による地位の承継届出 法人：合併・分割による地位承継届出	個人：戸籍謄本，同意書 改正原戸籍
申請者が変わる （事業譲渡※）	地位承継届	譲渡が行われたことを 証する書類（契約書等）
申請者が変わる （相続，合併・分割，事業譲渡以外）	廃業届 変更後の申請者で新規営業許可申請	食品営業許可書
申請者（個人）の住所，名字が変わる	営業許可申請書・営業届出の変更届	なし
申請者（法人）の名称，所在地，代表者が変わる		
食品衛生責任者が変わる		資格の免許証等
30日以上休業・営業を再開するとき	休業・復業届	
営業許可を更新したい	食品営業許可申請（更新） 食品営業許可の有効期限は概ね5年間です。 許可更新案内が施設宛に届きますので，案内に従って手続きをしてください。	

- ※譲渡した場合，営業における衛生管理に関する一義的な責任は譲受人にあります。
- ・各手続きの受け付けは，窓口やFAX，郵便，一部電子申請（e-NIIGATA）でも受け付けています。
 - ・用紙は長期保存が可能なものをご使用ください。
 - ・書類の作成にあたっては，えんぴつや消せるボールペン等の筆記具は使用しないでください。

○その他の注意事項

- ・情報公開（提供）請求があった場合，新潟市情報公開条例第15条第2項に基づき，営業許可書に記載される事項及び営業所の電話番号を公開します。
- ・なお，営業者が法人の場合は，法人の名称，所在地，代表者，電話番号も公開します。

○相談窓口

新潟市保健所 食の安全推進課

〒950-0914
新潟市中央区紫竹山3-3-11
新潟市総合保健医療センター3階
電 話：025-212-8226
FAX：025-246-5673
メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

ホームページ



メールアドレス



新潟市保健所 食品

検索